

予算特別委員会資料

# 令和2年度予算説明書

経済観光局



# 目 次

頁

I	令和2年度経済観光局予算の概要	
1	予 算 の 概 要	2
2	各会計別歳出予算	13
II	一 般 会 計	
1	歳入歳出予算一覧表	16
2	歳入予算の説明	18
3	歳出予算の説明	23
4	債務負担行為の説明	36
III	特別会計（市場事業費）	
1	歳入歳出予算一覧表	38
2	歳入予算の説明	40
3	歳出予算の説明	41
4	地方債の説明	43
5	債務負担行為の説明	43
IV	特別会計（食肉センター事業費）	
1	歳入歳出予算一覧表	46
2	歳入予算の説明	48
3	歳出予算の説明	49
4	地方債の説明	51
V	特別会計（農業集落排水事業費）	
1	歳入歳出予算一覧表	54
2	歳入予算の説明	56
3	歳出予算の説明	57
4	地方債の説明	58
VI	その他の議案	
1	第18号議案 神戸市中央卸売市場業務条例の件	61



# I 令和2年度経済観光局予算の概要

## 1. 予算の概要

経済観光局においては、農漁業、製造業、流通・小売・サービス業など神戸を支えるさまざまな経済産業活動を振興するとともに、成長産業を育成し、そこから生まれる人材と活力をまちのさらなる成長へとつなげることで、都市や里山の魅力を高めて国内外に発信し、人を呼び込むことで活力を創造すること、そして、これらをもって市民の暮らしの質を豊かなものとすることに重点を置き、

- I 「成長産業の育成と中小事業者の振興」
- II 「国際・観光都市の魅力創造による集客力の向上」
- III 「農漁業の活性化とブランド化の推進」
- IV 「卸売市場の機能強化」

の4つの柱を基本として、施策を展開する。

(◎新規項目、○拡充項目)

### [ I 成長産業の育成と中小事業者の振興 ]

#### 1. 都市型創造産業の振興

近年、顧客視点に立った商品開発や、企業改革を起こすことにより企業価値を高めるために、企業がデザイン（思考）に取り組むようになってきた。デザインとは、商品や企業全般の機能、設計、意匠等に工夫を加えることである。

- ① 次代のクリエイティブ人材育成プロジェクト 17,300 千円  
デザインのスキルを磨きたい人、基本を学び直したい人、本格的に学びたい人を主なターゲットに、実際の仕事に近い実践的な講座と、選考を受けすべての講座を受けた受講生には“仕事”を提供することによりクリエイティブ人材のすそ野を広げる。
- ② 付加価値の醸成と新ビジネス創出に向けた企業意識の改革 28,145 千円
  - ・企業のデザイン活用促進  
経営戦略にデザインの視点を取り込むデザイン経営の導入や商品開発支援にかかるセミナー等を通じ、中小企業のデザイン思考を醸成する。また、企業とクリエイターの協業を促進するため中小企業者が発注するデザイン業務にかかる経費についての補助を行う。
  - ・誠品生活神戸フェア「&KOBE」  
台湾で最も洗練されたライフスタイルを提案する誠品生活でのプロモーションを通じて、神戸産品の認知拡大や新たなビジネス機会を創出する。
- ◎ ③ 企業とクリエイターのプラットフォーム構築 5,600 千円  
中小企業やデザイナー・クリエイターを含めた異業種間の連携や協業につながるネットワーク構築のきっかけをつくるため、企業活動にクリエイティブな手法を取り入れた事例紹介等をするトークイベント「CROSS」の開催や、市内企業・地域経済の課題解決のためのプラットフォームとして市内クリエイターが多数参加しアイデア出しを行う「カミコン」を立ち上げる。

## 2. 次代のリーディング産業育成

- ① 中小製造業投資促進等助成制度 200,000 千円  
中小製造業の生産性・技術力の向上，受注拡大，研究開発機能の強化等に向けた積極的な設備投資や，女性の雇用を促進するための環境整備を支援し，操業基盤の強化をはかる。特に，今後成長が見込まれる戦略産業分野（「航空・宇宙」「医療・健康・福祉」「農業・食糧」「環境・エネルギー」の4分野）の設備投資や，生産性の向上に資するI o T・A I・ロボット等の導入について重点的に支援する。
- ② 水素産業への参入促進 16,600 千円  
地元中小企業の水素産業分野への参入を促進するため，人材育成，製品開発，事業計画策定，市内外へのPR等を支援する。水素産業分野は，遵守すべき法規制が多い事や，技術面でも研究段階のものが多く事から，専門的な知見や先進的な技術を有する大学・研究機関や大手企業との共同研究・開発・実証を促進するとともに伴走型で指導助言する専門アドバイザーを配置し支援体制の強化をはかる。
- ③ 航空機産業のサプライチェーン構築 10,000 千円  
航空機産業分野における共同受注・協業体制の構築や販路開拓に取り組む中小企業グループに対し，活動費用の一部を補助するとともに，経験豊富なコーディネーターによる品質管理体制強化や受注獲得等の支援を行う。また，国，支援機関，外国政府機関・自治体と連携し，海外企業との商談や技術交流など海外展開を支援する。
- ④ 生産性向上のためのI o T・A I・ロボットの導入促進 30,000 千円  
中小製造業の人手不足を補い生産性を向上させるため，兵庫県と連携して，生産現場等へのI o T・A I・ロボット導入を促進する。具体的には，ワンストップ窓口における相談業務やセミナーでの先進事例等の紹介のほか，アドバイザー派遣による企業・現場ごとの課題抽出や導入方法の検討，製品紹介，導入資金の獲得支援など，あらゆる段階に応じたきめ細やかな支援を行う。

## 3. 中小事業者支援の強化

### (1) 人材確保支援

- ◎ ① 市内就職の促進 63,321 千円  
大学生の就職活動の動き出す時期が早まるとともに，高校生の就職準備段階で市内企業の認知度向上が求められている中，新卒者に対して，市内企業と交流できる機会を設ける。また，市の雇用・就労関連情報ポータルサイトでの情報発信，大学や高校の就職指導担当者や市内企業の情報交換会や，理系学生を対象とした就職イベント等，様々な事業について早期に展開することで，市内企業への学生の関心を高める。  
さらに，大学生の選考解禁（6月）直後のタイミングで合同就職面接会を実施し，市内企業に採用機会の提供をはかる。

転職・再就職支援としては、市内での転職を考えている若者、再就職を希望するキャリアブランクのある女性等を主な対象として、短期インターンシップや職場見学等を行い、企業と就職希望者とのマッチングを円滑に進める人材確保支援を行う。

また、日本で就職を希望する外国人に対して、就活セミナーや模擬面接会等の外国人留学生等と市内企業との交流の場を提供するとともに、外国人留学生等を対象とした合同企業就職説明会を開催し市内就労を促進する。加えて、国内外の外国人に対して神戸での就労に関するWEBサイト(日本語、英語)を作成し情報発信を強化する。

○ ② 市内企業の採用力強化支援 8,950千円[うち250千円再掲]

市内企業の人材確保および人材定着のための効果的な採用活動を支援するため、企業の採用担当者を対象とするセミナー・研修を開催する。具体的には、最新の就職事情や学生動向の把握に加え、特に新卒採用の際に重要となる「インターンシップ」「プレゼンテーション」「面接」をテーマに支援を実施する。

また、外国人の採用活動の支援として、在留資格についての相談対応、セミナーや勉強会、中小企業向けの外国人雇用ガイドのWEBサイト等でタイムリーな情報提供を行うとともに、海外に幅広いネットワークを持つ人材紹介会社と地元企業との橋渡しを行う。

## (2) 販路開拓支援

① 中小企業販路開拓事業 6,500千円

中小企業の主要な経営課題である「販路開拓」を支援するため、神戸商工会議所と連携してバイヤー招聘個別商談会の開催や駅ナカ等の販売チャレンジパイロットショップの支援を引き続き実施する。

② 民間企業と連携した海外ビジネス支援 7,370千円

海外に拠点のある日系企業等と連携することにより、海外企業とのビジネスマッチングなど海外における販路開拓支援を行うほか、台湾において個別商談会を開催することで、市内企業の海外ビジネスにおける個別ニーズに対してサポートを行う。

## (3) 事業承継支援

○ ① 100年経営支援事業 12,150千円

中小企業の事業承継の円滑化をはかるため、事業承継のニーズの掘り起しや専門家による訪問支援に引き続き取り組む。さらに、マッチングを担当するコーディネーターやM&Aに精通した専門家等による支援を強化することで、後継者不在企業とのマッチング支援を促進する。

## (4) 起業・創業支援

① 起業・創業支援 40,267千円

市内7つの支援機関が連携し起業・開業の様々なニーズにワンストップで応える神戸開業支援コンシェルジュや、クリエイターをはじめ多様な人材が交流・融合する“場と機会”を提供する神戸起業操練所の運営により、新事業の創出を実現する総合的な支援を行う。



- ② 神戸の特性を活かした起業支援 9,650 千円
- 多様な食文化とマーケットを持つ神戸ならではの環境を活かした手法により、若者の神戸での起業と定着を促進するため、食ビジネスへの挑戦を応援する。具体的には、比較的参入しやすく個性を打ち出すことができるキッチンカー事業への挑戦に対して、補助金・出店場所・経営ノウハウの提供による支援を行う。また、アプリを活用し空いているスペースとキッチンカーの出店場所をマッチングすることで、出店者の経営環境の改善をはかる。

#### 4. 神戸らしいファッション産業の発信

- ◎ ① 首都圏・海外等における「ファッション都市・神戸」PR 30,990 千円
- 全国への影響力の高い首都圏の商業施設と連携し、神戸の食をテーマにした「神戸フェア」を開催する。「灘の酒」や「神戸の食材」などをつかった特別メニューの提供など、神戸の「食」を体感できる機会を創出することで、国内での神戸の認知度を高めるとともに、「神戸ブランド」の消費拡大を促進する。
- また、友好都市である天津市や、インバウンド客の多い台北市で神戸の物産展を開催し、海外での神戸企業の販路開拓および、神戸ブランドの認知度向上をはかり神戸への訪日外国人客の増加と消費拡大に繋げる。
- さらに、メディア等と連携し、「衣・食・住・遊」さらに神戸のライフスタイルを含めたファッション産業および、神戸の街の魅力を幅広く発信することで、「ファッション都市・神戸」のブランド力向上、まちの賑わい創出等を促進する。
- ◎ ② 「灘の酒」の振興 20,631 千円
- 「灘の酒」のブランド力向上および販路開拓とともに、酒造地域への誘客促進をはかるため、灘五郷酒造組合と灘五郷を有する神戸市と西宮市、両市をつなぐ阪神電気鉄道株式会社による阪神電気鉄道沿線および酒造地域を中心としたPR事業および、灘五郷酒造組合、神戸市、西宮市による首都圏等に向けたPR事業を実施する。
- また、兵庫県、関連自治体および酒造組合等と連携し、世界最大級のワインコンクールであるブリュッセル国際コンクールの日本酒部門「SAKE selection」を開催し、国内外に「灘の酒」の魅力を発信することで、新たな需要創出等をはかる。
- ③ 神戸シューズのブランディング強化・シューズ産業販路開拓支援 30,000 千円
- 神戸の主要な地場産業であるケミカルシューズの知名度向上および販路開拓支援のため、日本ケミカルシューズ工業組合が地域団体商標登録している「神戸シューズ」について、百貨店・展示会等への出展支援を行う。また、平成30年10月に発表された「神戸シューズ®プレミアムライン」のブランドの定着をはかるため、販売戦略の専門家のサポート費用の一部を支援する。

- ◎ ④ 「真珠のまちKOBÉ」の海外発信 8,650 千円  
神戸の真珠取引拠点としての認知度向上および活性化のため、業界が新たに取り組んでいる南洋真珠入札会の神戸開催を支援するほか、真珠の国際展示会開催に向けた調査・誘致活動を行う。また、香港や欧米などのジュエリーショーにおいて販路開拓を行う事業者に対する支援を行う。

## 5. 商店街・小売市場の活性化

- ① 地域商業活性化支援事業 108,164 千円  
「集客力向上・売上向上・地域課題解決」をめざし、商店街・小売市場が自ら企画・提案する事業を柔軟に支援することで、各団体の個性を活かした取り組みによる魅力とにぎわいの創出をはかる。また、「クオリティアップ事業枠」を新設し、商店街・小売市場のイメージアップや来場者の滞在時の満足度を高めるために商店街・小売市場全体を明るく美しく快適にクオリティアップするためのハード整備を支援する。
- ◎ ② 流通活性化推進事業 5,000 千円  
中央卸売市場では、仲卸と中小小売店との取引が年々減少傾向にある。こうした状況の中で、卸売市場法の改正を契機に、卸・仲卸・小売が専門家を活用して流通三者のさらなる関係強化や、流通活性化に向けて行う取り組みを支援する。

## [Ⅱ 国際・観光都市の魅力創造による集客力の向上]

### 1. マーケティングに基づく観光戦略の推進

- ① インバウンド誘客の推進 68,100 千円  
東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に日本の認知度が高まる機会を捉え、欧米豪を中心とした外国人旅行客の神戸へのさらなる誘客を推進するため、旅の情報源として重要度が増しているウェブを活用したプロモーションを強化する。また、東京、京都、大阪の空港・駅や観光案内所・ホテルを活用し、神戸のコンテンツの露出・誘導を強化することで、「プラスワントリップ」として神戸への周遊を促す。
- ② 国内誘客の推進 28,109 千円  
成長マーケットである首都圏における露出を強化し、国内から神戸へのさらなる誘客を推進するため、PR会社を活用しテレビ・雑誌等における神戸の露出拡大をはかるほか、有力雑誌とのタイアップによる観光ガイドブックの作成や、宿泊・体験予約サイトを活用したプロモーションに取り組む。

## 2. 地域資源を活かした観光振興

- ◎ ① 神戸フィルムオフィス 20 周年事業 7,000 千円  
設立 20 年を迎える神戸フィルムオフィスのこれまでの活動を振り返るとともに、映像を通じた神戸の魅力を発信し、「映画のまち・神戸」への誘客をはかるため、過去に神戸フィルムオフィスが支援した映画作品を厳選し、期間を限定して一挙上映する映画祭を開催する。また、神戸フィルムオフィスがこの 20 年間に支援した作品を紹介するとともに、メイキング写真やロケ地を掲載したロケツーリズムのツールとなる 20 周年記念冊子を作成する。
- ◎ ② 須磨海浜水族園・海浜公園再整備 28,000 千円  
[債務負担行為（令和 2～3 年度） 2,409,000 千円]  
須磨海浜公園エリア全体の魅力向上をはかるため、民間活力の導入による須磨海浜水族園および海浜公園の再整備に先立って、須磨海浜水族園・国民宿舎須磨荘の解体を進めるとともに、公の施設としてのこれまでの歴史を保管・活用できるようアーカイブ化を進める。
- ◎ ③ 淡路 3 市との連携事業 3,980 千円  
令和元年 10 月に締結した淡路 3 市（淡路市・洲本市・南あわじ市）との連携協定に基づき、広域での観光プロモーションを行うことで、観光による交流人口の拡大につなげる。
- ◎ ④ 神戸ルミナリエの開催支援 144,000 千円  
神戸ルミナリエは震災犠牲者の鎮魂と、神戸の復興・再生の希望を託すと共に、震災の記憶を永く後世に語り継いでいく行事として、震災の年（平成 7 年）より継続開催しており、冬の風物詩として定着している。令和 2 年度も引き続き、縣市協調により作品の規模を拡大して実施する。

## 3. 六甲山・摩耶山の活性化

### （1）六甲山上における都市型創造産業事業者の活用促進

- ◎ ① 企業の進出および山上物件の活用促進 50,000 千円  
六甲山上における遊休施設等について事務所等としての活用を促進するため、首都圏等の企業への誘致活動および活用可能な物件の紹介等を行う。また、事務所等として活用するための施設改修、既存の山上施設にワークスペースとしての機能を付加するための費用を助成するとともに、進出事業者同士の共創を促進するための交流拠点施設の整備にかかる費用を助成する。
- ◎ ② 光ケーブルの敷設 80,000 千円  
六甲山上での、令和 2 年中の高速インターネットサービスの提供を実現するため、令和元年 12 月に選定した事業者に対して、光ケーブル敷設にかかる費用の補助を行う。

- ◎ ③ 情報発信の強化 42,000 千円  
 六甲山のビジネス拠点としての魅力を効果的に発信するため、専用のホームページを構築するとともに、様々なメディア媒体を活用する。また、六甲山がクリエイティブな活動に適しており知的創造の場・知的交流の場としてふさわしいという新たなイメージを市内外に向けて発信し、その認知度を高めるためのイベントを開催する。

## (2) 六甲山・摩耶山への誘客促進

- ① 六甲山上の遊休施設などを利活用した「賑わい創出事業」の拡充 47,000 千円  
 六甲山上での民間ならではの発想や創意工夫にあふれた事業の実現と、建物更新による山上の景観改善をはかるため、六甲山上にある企業保養所等の遊休施設を観光関連施設に利活用する事業者に対して、施設整備にかかる経費を県市協調で支援する「賑わい創出事業」の拡充を行う。

- ② 六甲・摩耶急行バスの運行 16,166 千円  
 六甲山への誘客を促進するため、市街地からまやビューラインおよび六甲ケーブルを繋ぐ急行バスの運行を引き続き実施するとともに、主要駅等において統一されたデザインによる急行バスの広報を実施し、あわせて、令和元年8月に開設した観光客にとって必要な六甲山・摩耶山に関する情報を取りまとめた分かりやすいポータルサイト「神戸六甲山」をさらに充実させる。

- ③ 摩耶山上の再整備 10,000 千円  
 令和2年度末にPFI事業期間満了を迎える国民宿舎神戸摩耶ロッジ(ホテル・ド・摩耶)が担ってきた宿泊機能を維持・発展させ、豊かな自然環境と日本有数の眺望を有する摩耶山のさらなる魅力の向上による観光誘客の強化をはかるため、掬星台を含む摩耶山上の再整備の検討を進め民間事業者の公募を行う。

## 4. コンベンション機能の強化

- ① グローバルMICE都市・KOBЕの推進 71,892 千円  
 MICE開催による神戸市への経済波及効果や都市ブランドの向上のため、中長期的な視点で国際会議等の誘致促進をはかるとともに、地元大学との連携強化、インセンティブツアーの誘致強化、展示会助成等を実施し、MICE誘致を強力に推進する。

## [Ⅲ 農漁業の活性化とブランド化の推進]

### 1. 「食都神戸 2020」の推進

- ◎ ① 神戸の食文化創造事業 14,000 千円  
 まち全体で「食べること・育てること」に対する市民の関心を高めるため、公園での果樹の植栽や、旧居留地でのアートや文化的建築物と連携した「食の発信」を行う。

- ◎ ② 食文化広域ネットワーク構築事業 18,400 千円  
 国内外の食の分野で活躍する若者が神戸に集まる「We Feed The Planet」、瀬戸内エリアのクリエイターが神戸に集まる「瀬戸内ネットワーク」、全国各地で食による地域活性化に取り組む自治体連携組織「食の郷土づくり研究会」を通じて、市内の農漁業者や食事業者等が、全国各地や世界の都市と相互に情報交換できるネットワークを形成する。  
 また、「デリスネットワーク」等、近年神戸が食を通じて作り上げてきた国際的なネットワークを活用し、世界からの注目を集めるため海外に向けた神戸の「食文化」の発信と農漁業者や食事業者の交流をすすめる。
  
- ③ ファーマーズマーケットの拡大 8,800 千円  
 2015 年から開催している東遊園地のファーマーズマーケットが定着しつつあることから、次の展開として、都市地域・地下鉄海岸線沿線を中心に、各地域の個性に合わせたマーケットを面的に展開し、地産地消のライフスタイル化のさらなる推進をはかる。
  
- ④ ローカルフード&ローカルレストランの発信 8,000 千円  
 いちじくや須磨海苔などの神戸産の農水産物を取り扱うレストラン、昔から地域で愛されてきた飲食店など、「ローカル」を軸に飲食店等にスポットをあて、神戸の魅力として広く国内外に発信する。
  
- ⑤ 食と農の拠点施設の再整備 17,000 千円  
 西区の農業公園を、生産振興・担い手育成等の農業振興機能と、食と農をテーマに新たなライフスタイルを提案する機能を合わせもった食都神戸の交流拠点施設としてリニューアルするため、再整備計画および公募要領の策定に向けた調査を実施する。

## 2. 農村・里山の活性化

### (1) 持続可能な農業の振興

- ◎ ① 農地管理神戸方式の構築 25,200 千円  
 集落ごとに、5～10年後の農地の耕作者・後継者を明らかにする「里づくり農業振興計画」を策定し、農業の担い手を明確化する。さらに、農地の持続的な維持管理を可能にするため農地中間管理機構を活用し、個人から集落営農組織へ農地を集積するとともに、集落から町単位への広域化と法人化を進める「農地管理神戸方式」を構築する。あわせて、農作業の省力化のため、草刈りロボットや水管理システムなどのスマート農業の導入を支援し、農業経営の安定化をはかるほか、粗放・省力栽培が可能な茅の栽培等を支援し、耕作放棄地の活用や復元をはかる。
  
- ◎ ② 新規就農者・農業後継者の確保 9,330 千円  
 新規就農者の初期投資を軽減するため、栽培から販売まで一貫して実践する「就農実践ファーム」の設置を支援する。また、親族以外が農業経営を継承し、ハウス・農業用機械等の既存施設・設備を活用する際の改修等費用を支援する。さらに、新規就農者やUターン就農者に対して農業生産施設の設置を支援する。

- ◎ ③ 生産振興の強化 34,865 千円  
 レストラン等の飲食店からの需要があり、省力栽培ができるレモン、アボカドの試験栽培を行う。また、畜産振興については、素牛増産等に取り組む畜産農家へ支援を行うとともに、肥育素牛導入および市内流通促進への支援を行う。加えて、六甲山牧場において、神戸ビーフ生産拡大のため、但馬牛の素牛の生産に取り組むとともに、家畜衛生防疫対策の強化を行う。
  
- ◎ ④ 中山間地域等直接支払交付金事業 134,749 千円  
 農業の生産条件が不利な地域においては、高齢化や人口減少により農業や集落の維持が懸念されるため、国の交付金を活用し農業生産を継続する活動を支援することで、多面的機能の確保、地域の活性化をはかる。
  
- ⑤ ため池防災減災対策 123,749 千円  
 農業用水の安定供給をはかるとともに、豪雨や地震等の自然災害による農業用ため池の決壊等を防止するため改修事業を進める。また、決壊すれば下流の家屋等に被害の可能性があるため池について「ため池マップ」を作成し周知していくほか、ため池の定期点検の実施などを行う。
  
- ◎ ⑥ 野生鳥獣等未利用資源の有効活用の検討 1,500 千円  
 これまで廃棄されている地域資源の有効活用のひとつとして野生鳥獣の肉を活用し、新たな地域の特産品につなげるための調査を行う。また、家畜の糞尿などの有機性廃棄物の資源化に向けて事業スキームを検討する。
  
- ⑦ 有害鳥獣・特定外来生物対策 107,720 千円  
 有害鳥獣による北区および西区における農作物被害や、市街地における生活環境被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲、餌付け対策、防護柵整備に対する支援、イノシシ出没緊急対応事業、鳥獣相談ダイヤルによる市民相談、有害鳥獣捕獲に従事する人材の育成事業等を実施する。また、アライグマ等の特定外来生物の捕獲もあわせて推進する。

## (2) 農村定住環境の整備

- ① 神戸・里山暮らしの推進 39,740 千円  
 農村地域へ新たな移住者を呼び込むため、これまでも世帯分離住宅等の許可要件の緩和を実施してきたが、さらなる規制緩和として賃貸の共同住宅について検討する。また、農村地域に移住する子育て世帯を対象に「里づくりの拠点施設等改修支援事業」の補助率・補助上限額を引き上げる。さらに、農村地域で新たな仕事をつくるため、「里山起業スクール」を引き続き開催するとともに、「神戸・里山暮らしハンドブック」を作成し、農村地域の魅力とあわせて移住・起業に関する情報発信を行う。

- ◎ ② 広域（町単位）連携の推進 4,000 千円  
農村・里山地域の活性化を総合的に進めるため、将来像の実現に向けた検討を行い、町単位で、「将来の里の理想の姿」をモデル的に策定する。

### （３）自然文化環境の保全

- ① 里山整備支援事業（森林環境譲与税の活用） 38,010 千円  
野生動物による農業被害や防災意識の向上など、住民の里山整備への関心が高まっていることから、地域住民等が実施する里山整備や竹林・危険木の伐採などに必要となる資機材の購入費や、大径木の伐採に要する経費を補助する。また、森林経営管理制度の運用に向け、林地台帳を整備する。
- ② 地域資源の魅力化と農村ツーリズムの展開 5,000 千円  
地域の活性化をはかるため、農村の魅力の再発見や地域の合意形成、受入れ態勢の構築などを進める。また、文化財や史跡等の地域資源の魅力化整備を進めるとともに、地域を結ぶ回遊ルートを設定し、情報発信する。

### （４）漁業振興の強化

- ① 須磨海づり公園の再整備 3,000 千円  
台風被害により休園中の須磨海づり公園については、安全性確保の観点から整備方法を見直す。その際、民間事業者の参入による魅力向上の可能性についても検討を進めていく。
- ② 漁港施設機能強化 110,000 千円  
流通拠点漁港となっている垂水漁港において、主要岸壁の耐震強化、漁港内道路・駐車場の液状化防止のための整備を引き続き実施する。また、塩屋漁港については、台風による高潮と波浪対策の検討を行う。

## [IV 卸売市場の機能強化]

### 1. 中央卸売市場の活性化

- ① 本場の活性化 1,283,593 千円  
建設後 30 年以上経過した卸売場棟・仲卸売場棟のコールドチェーン対応等の機能強化、および本場西側敷地の冷蔵庫棟の移転のための再整備事業として、冷蔵庫・買荷保管所および加工場の敷地を確保するため、引き続き公有水面埋立工事を行うとともに、水産低温卸売場等整備の設計および工事に着手する。  
また、各所照明設備更新など、安全・安心の確保や必要な機能を維持するための施設改修を行う。
- ② 東部市場の活性化 564,407 千円  
仲卸売場棟外壁改修や第一加工場改修など、老朽化した施設の安全性の確保や市場運営に必要な機能を維持するための施設改修を行う。

③ 西部市場の活性化

212,000 千円

水処理施設や食肉機械設備の改修など，衛生面の強化および利用環境の改善のための施設改修を行う。



## 2. 各会計別歳出予算

(単位 千円, %)

区 分	令和2年度	令和元年度	増△減	伸 率
一 般 会 計	12,455,974	14,111,517	△ 1,655,543	△ 11.7
民 生 費	32,000	34,415	△ 2,415	△ 7.0
商 工 費	8,290,991	9,880,985	△ 1,589,994	△ 16.1
農 政 費	4,000,979	4,095,597	△ 94,618	△ 2.3
教 育 費	132,004	100,520	31,484	31.3
市場事業費	3,795,139	3,917,098	△ 121,959	△ 3.1
食肉センター事業費	945,101	953,608	△ 8,507	△ 0.9
農業集落排水事業費	1,408,603	1,578,708	△ 170,105	△ 10.8
農業共済事業費	0	338,273	△ 338,273	△ 100.0
局 合 計	18,604,817	20,899,204	△ 2,294,387	△ 11.0



## Ⅱ 一 般 会 計

1. 歳入歳出予算一覽表

(単位 千円)

		歳 入		
款	項	本年度	前年度	比較
16	分担金及負担金	1,080	6,673	△5,593
	1 負担金	1,080	6,673	△5,593
17	使用料及手数料	622,641	611,990	10,651
	1 使用料	621,975	610,317	11,658
	2 手数料	666	1,673	△1,007
18	国庫支出金	103,171	99,670	3,501
	2 補助金	102,871	99,351	3,520
	3 委託金	300	319	△19
19	県支出金	842,347	736,423	105,924
	2 補助金	842,337	736,413	105,924
	3 委託金	10	10	-
20	財産収入	245,874	238,729	7,145
	1 財産運用収入	202,552	196,282	6,270
	2 財産売却収入	43,312	42,447	865
	3 基金収入	10	-	10
21	寄附金	17,142	10,224	6,918
	1 寄附金	17,142	10,224	6,918
22	繰入金	208,890	61,493	147,397
	2 基金繰入金	208,890	61,493	147,397
24	諸収入	3,822,576	5,747,730	△1,925,154
	1 納付金	260,854	319,703	△58,849
	5 貸付金元利収入	3,190,767	5,142,584	△1,951,817
	7 雑入	370,955	285,443	85,512
歳入合計		5,863,721	7,512,932	△1,649,211

(単位 千円)

歳 出		本年度	前年度	比較
款	項			
4	民生費	32,000	34,415	△2,415
	1 民生総務費	32,000	34,415	△2,415
7	商工費	8,290,991	9,880,985	△1,589,994
	1 商工振興費	6,978,225	8,608,566	△1,630,341
	2 貿易観光費	1,312,766	1,272,419	40,347
8	農政費	4,000,979	4,095,597	△94,618
	1 農業委員会費	161,727	157,933	3,794
	2 農政総務費	2,082,182	1,775,706	306,476
	3 生産振興費	1,496,653	1,898,936	△402,283
	4 農林土木費	260,417	263,022	△2,605
13	教育費	132,004	100,520	31,484
	11 社会教育費	132,004	100,520	31,484
歳 出 合 計		12,455,974	14,111,517	△1,655,543

## 2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款項目節	本年度	前年度	比較	説明
16 分担金及負担金	1,080	6,673	△5,593	
1 負担金	1,080	6,673	△5,593	
1 農政費負担金	1,080	6,673	△5,593	
1 国営土地改良事業費負担金	100	308	△208	
2 県営土地改良事業負担金	560	140	420	
3 水利施設整備事業負担金	420	6,225	△5,805	
17 使用料及手数料	622,641	611,990	10,651	
1 使用料	621,975	610,317	11,658	
6 商工使用料	521,075	512,061	9,014	
1 ファッション美術館	34,084	20,728	13,356	入館料, 施設使用料
2 国際会議場	278	278	-	建物使用料
3 国際展示場	6,506	7,811	△1,305	建物使用料
4 産業振興センター	89,348	88,848	500	ホール, 会議室
5 ものづくり工場	257,593	245,016	12,577	生産施設, 駐車場等
6 温泉	20,051	20,051	-	給湯料
7 有馬工房	911	911	-	建物使用料
8 観光案内所	2,167	2,773	△606	北野観光案内所
9 国民宿舎	102,597	118,229	△15,632	須磨荘及び摩耶ロッジ
10 デザインクリエイティブセンターKIITO	7,332	7,416	△84	施設使用料
11 神戸セミナーハウス	208	-	208	土地使用料
7 農政使用料	75,170	74,865	305	
1 牧場	9,677	9,677	-	建物使用料
2 漁港	32,642	33,499	△857	垂水漁港等
3 水産体験学習館	1,488	1,640	△152	研修室等
4 海づり公園	1,343	1,432	△89	建物使用料
5 農政施設	3,556	3,617	△61	農村環境改善センター等

(単位 千円)

款項目節		本年度	前年度	比較	説明
	6 フィッシャリーナ	26,464	25,000	1,464	係船使用料
	10 教育使用料	25,730	23,391	2,339	
	7 水族園	25,730	23,391	2,339	建物使用料
	2 手数料	666	1,673	△1,007	
	6 農政手数料	206	206	-	
	1 諸証明等	206	206	-	農業委員会証明等手数料
	7 土木手数料	460	1,467	△1,007	
	1 宅地造成等許可	460	1,467	△1,007	許可手数料
18	国庫支出金	103,171	99,670	3,501	
	2 補助金	102,871	99,351	3,520	
	5 商工費補助	61,825	43,075	18,750	
	1 地方創生推進交付金	61,825	43,075	18,750	補助率1/2
	6 農政費補助	29,046	32,276	△3,230	
	1 流通対策費補助	1,500	22,400	△20,900	補助率1/2
	2 地域整備費補助	216	216	-	補助率10/10
	3 地方創生推進交付金	27,330	9,660	17,670	補助率1/2
	9 住宅費補助	12,000	24,000	△12,000	
	1 公営住宅建設事業等 推進費補助	12,000	24,000	△12,000	定額補助,補助率 1/2,4.5/10,2/5,1/3又は11.5/100
	3 委託金	300	319	△19	
	3 其他委託金	300	319	△19	
	5 小規模事業対策委託金	300	319	△19	
19	県支出金	842,347	736,423	105,924	
	2 補助金	842,337	736,413	105,924	
	5 商工費補助	57,854	56,034	1,820	
	1 商工振興費補助	40,000	40,000	-	補助率4/5
	2 ひょうご地域創生交付 金	7,188	8,034	△846	補助率1/3
	3 観光事業費補助	10,666	8,000	2,666	補助率1/3

(単位 千円)

款項目節		本年度	前年度	比較	説明
6	農政費補助	784,483	680,379	104,104	
1	農業委員会費補助	12,838	15,227	△2,389	定額補助,補助率10/10
2	地域整備費補助	438,076	444,400	△6,324	定額補助,補助率10/10,3/4又は1/2
3	流通対策費補助	36,544	33,348	3,196	補助率10/10,3/4又は1/2
4	農産費補助	9,250	9,275	△25	補助率10/10
5	農業基盤整備費補助	82,775	100,289	△17,514	補助率10/10又は1/2
6	畜産費補助	150,000	15,000	135,000	補助率10/10
7	漁港修築費補助	55,000	55,000	-	補助率1/2
△	水産費補助	-	7,840	△7,840	
3	委託金	10	10	-	
4	其他委託金	10	10	-	
2	農地事務委託金	10	10	-	
20	財産収入	245,874	238,729	7,145	
1	財産運用収入	202,552	196,282	6,270	
1	貸地料	121,651	122,645	△994	
3	一般土地	121,651	122,645	△994	一般市有土地
2	貸家料	78,701	71,437	7,264	
3	観光施設	2,749	2,749	-	
4	産業振興センター	3,904	3,904	-	
5	農政施設	43,625	42,870	755	
7	一般建物	28,423	21,914	6,509	一般市有建物
3	投資財産収入	2,200	2,200	-	
1	株式配当金	2,200	2,200	-	
2	財産売却収入	43,312	42,447	865	
1	土地売却代	4,548	4,548	-	
3	一般土地	4,548	4,548	-	一般市有土地売却代



(単位 千円)

款項目節		本年度	前年度	比較	説明
	3 物品売却代	38,764	37,899	865	
	3 経済観光局	38,764	37,899	865	
	3 基金収入	10	-	10	
	1 基金収入	10	-	10	
	18 森林環境整備基金	10	-	10	預金利子
21	寄附金	17,142	10,224	6,918	
	1 寄附金	17,142	10,224	6,918	
	2 其他寄附	17,142	10,224	6,918	
	9 経済観光局	17,142	10,224	6,918	
22	繰入金	208,890	61,493	147,397	
	2 基金繰入金	208,890	61,493	147,397	
	1 基金繰入金	208,890	61,493	147,397	
	1 都市整備等基金繰入	26,418	51,493	△25,075	
	13 奨学金返還支援基金繰入金	5,500	10,000	△4,500	
	17 農業共済事業基金繰入	168,972	-	168,972	
	18 森林環境整備基金繰入	8,000	-	8,000	
24	諸収入	3,822,576	5,747,730	△1,925,154	
	1 納付金	260,854	319,703	△58,849	
	4 商工費納付金	251,854	307,703	△55,849	
	1 中小企業融資制度損失補償	37,578	58,103	△20,525	損失補償回収金
	2 輸出手形損失補償	2,600	2,600	-	損失補償回収金
	3 商工施設	211,676	247,000	△35,324	利用料金納付金
	5 農政費納付金	9,000	9,000	-	
	1 農政施設	9,000	9,000	-	利用料金納付金
	6 教育費納付金	-	3,000	△3,000	
	△ 須磨海浜水族園	-	3,000	△3,000	

(単位 千円)

款項目節	本年度	前年度	比較	説明
5 貸付金元利収入	3,190,767	5,142,584	△1,951,817	
2 商工費貸付金返還金	2,937,004	4,820,004	△1,883,000	
1 中小企業融資貸付金	2,937,004	4,820,004	△1,883,000	
3 其他貸付金返還金	253,763	322,580	△68,817	
6 農業振興資金貸付金	53,763	53,763	-	
7 畜産運営資金貸付金	200,000	268,817	△68,817	
7 雑入	370,955	285,443	85,512	
5 償還金	113,021	126,871	△13,850	
21 ものづくり工場	85,378	98,028	△12,650	
22 産業振興センター	26,271	26,270	1	
23 農政施設	1,372	1,881	△509	
△ ファッション美術館	-	692	△692	
6 受講料	679	700	△21	
6 ファッション美術館	679	700	△21	
9 雑入	257,255	157,872	99,383	
11 経済観光局	257,255	157,872	99,383	
計	5,863,721	7,512,932	△1,649,211	

### 3. 歳出予算の説明

#### 第4款 「民生費」

##### 第1項 「民生総務費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
4 民生費	32,000	34,415	△2,415	-	-	-	32,000
1 民生総務費	32,000	34,415	△2,415	-	-	-	32,000
4 援護諸費	32,000	34,415	△2,415	-	-	-	32,000

#### 第4目 「援護諸費」

32,000 千円

地域防災計画に基づいた非常用食糧等の地域防災拠点等への確保, 及び災害時の円滑な物資供給にかかわる検討業務に要する経費である。

第7款 「商工費」

第1項 「商工振興費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
7 商 工 費	8,290,991	9,880,985	△1,589,994	131,979	316,000	4,118,068	3,724,944
1 商工振興費	6,978,225	8,608,566	△1,630,341	104,313	316,000	3,913,075	2,644,837
1 職 員 費	1,047,047	829,130	217,917	-	-	-	1,047,047
2 商工総務費	995,154	1,122,890	△127,736	54,800	57,000	261,652	621,702
3 商工振興費	1,368,054	1,072,964	295,090	45,110	235,000	526,118	561,826
4 中小企業経営支援費	440,401	538,561	△98,160	4,403	24,000	119,523	292,475
5 中小企業金融対策費	3,127,569	5,045,021	△1,917,452	-	-	3,005,782	121,787

第1目 「職員費」

1,047,047 千円

商工行政に携わる職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給 料	470,317 千円
2 職員手当等	368,603 千円
3 共済費	180,860 千円
4 会計年度任用職員	24,814 千円
5 報酬	2,453 千円

第2目 「商工総務費」

995,154 千円

地域経済の振興、就業促進・雇用対策、神戸ファッション美術館の運営、コンベンション機能の強化等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 地域経済の振興	167,813 千円
(1) 産業集積対策事業	18,507 千円
(2) 都市型創造産業の振興	134,035 千円
(3) 神戸マイスター制度	4,469 千円
(4) 産業功労者表彰等	10,802 千円
2 就業促進・雇用対策	112,963 千円
(1) 若者の市内就職の促進	64,671 千円
(2) 多様な働き方の推進	12,500 千円
(3) 就労促進事業	5,559 千円
(4) 市内企業・景況雇用動向調査等	30,233 千円
3 神戸ファッション美術館の運営	334,750 千円
4 コンベンション機能の強化	379,628 千円
(1) グローバルMICE都市・KOBEの推進	71,892 千円
(2) 神戸国際会議場・展示場の管理運営	231,004 千円

(3) 神戸国際会議場・展示場改修 76,732 千円

第3目 「商工振興費」 1,368,054 千円

中小企業の振興、地場産業の振興、商業の振興等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 中小企業の振興	842,812 千円
(1) I o T ・ A I ・ ロボット導入支援	30,000 千円
(2) 航空機産業の基幹産業化	10,000 千円
(3) 水素産業への参入促進	16,600 千円
(4) ロボット産業参入支援	21,100 千円
(5) 医療機器等開発・販路拡大支援	15,748 千円
(6) 中小製造業投資促進等助成制度	200,000 千円
(7) 挑戦企業等支援補助制度	27,230 千円
(8) 製造業競争力強化助成制度	50,000 千円
(9) 技術支援事業	35,876 千円
(10) デザインによるものづくりの推進	15,105 千円
(11) 民間企業と連携した海外ビジネス支援	7,370 千円
(12) 海外ビジネス支援事業	16,662 千円
(13) 中小企業の経営安定等	13,250 千円
(14) 中小製造業の販路拡大支援	12,755 千円
(15) 外国人材獲得支援	13,350 千円
(16) ものづくり人材確保・育成支援事業	7,810 千円
(17) ものづくり支援施設の管理運営等	349,956 千円
2 地場産業の振興	314,585 千円
(1) 神戸シューズのブランディング強化・シューズ産業販路開拓支援	30,000 千円
(2) 「真珠のまちKOB E」の発信	8,650 千円
(3) 「灘の酒」の振興	20,631 千円
(4) ファッション産業の魅力発信	54,840 千円
(5) ファッション産業販路開拓事業等	200,464 千円
3 商業の振興	210,657 千円
(1) 地域商業活性化支援事業	108,164 千円
(2) 商店街・市場「応援隊」派遣事業	26,596 千円
(3) 商店街・小売市場共同施設建設補助	37,000 千円
(4) 商店街・小売市場リノベーション事業	3,000 千円
(5) 大規模小売店舗立地法の運用	357 千円
(6) 魚腸骨再資源化推進事業	2,350 千円
(7) 旧公設市場解体工事	4,036 千円
(8) 商業者の育成・組織強化等	29,154 千円

第4目 「中小企業経営支援費」 440,401 千円

中小企業経営支援、産業振興センターの管理運営等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 中小企業経営支援	95,714 千円
(1) 起業・創業支援事業	40,267 千円
(2) 経営相談・経営支援事業	34,181 千円
(3) 販路開拓支援事業	19,453 千円
(4) 情報提供事業	1,813 千円
2 産業振興センターの管理運営等	344,687 千円

第5目 「中小企業金融対策費」 3,127,569 千円

中小企業融資制度の拡充等の金融対策に要する経費である。

第2項 「貿易観光費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
7 商 工 費							
2 貿易観光費	1,312,766	1,272,419	40,347	27,666	-	204,993	1,080,107
1 貿易振興費	6,236	6,776	△540	-	-	2,600	3,636
2 観光事業費	1,306,530	1,265,643	40,887	27,666	-	202,393	1,076,471

第1目 「貿易振興費」 6,236 千円

貿易・経済交流の促進等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- 1 経済ミッションの受入れ 250 千円
- 2 貿易の振興 5,986 千円

第2目 「観光事業費」 1,306,530 千円

観光交流の推進に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- 1 神戸観光局による観光戦略の推進 46,100 千円
- 2 国内観光プロモーション 161,328 千円
  - (1) 他都市と連携した広域プロモーション及び観光パブリシティ 32,089 千円
  - (2) プロモーション事業及び各種分担金・会費等 129,239 千円
- 3 インバウンド観光プロモーション 147,021 千円
  - (1) インバウンド観光プロモーション 44,819 千円
  - (2) プロモーション事業及び各種分担金・会費等 102,202 千円
- 4 受入環境の整備 221,340 千円
  - (1) Wi-Fi・クラウドを活用したICTおもてなし環境の構築 37,920 千円
  - (2) 観光案内板の維持管理 500 千円
  - (3) 総合インフォメーションセンター・観光案内所の運営等 182,920 千円
- 5 地域資源を活かした観光振興 730,741 千円
  - (1) 神戸ルミナリエの開催支援 144,000 千円
  - (2) 夜景観光の振興 6,000 千円
  - (3) 神戸フィルムオフィス事業 53,982 千円
  - (4) 市街地・港観光の振興 27,000 千円
  - (5) 有馬観光の振興 129,594 千円
    - ①有馬温泉泉源の維持管理・改修 82,092 千円
    - ②太閤の湯殿館、有馬の工房の運営等 47,502 千円
  - (6) 六甲・摩耶観光の振興 329,725 千円
    - ①六甲・摩耶エリア全体の活性化の推進 27,166 千円
    - ②六甲山上の遊休施設等を利活用した「賑わい創出事業」 47,000 千円
    - ③六甲山上の受入環境整備支援事業 80,000 千円

④イベント開催支援等	20,750 千円
⑤国民宿舎摩耶ロッジ等	154,809 千円
(7) 国民宿舎須磨荘の運営等	40,440 千円



第8款 「農政費」

第1項 「農業委員会費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費	4,000,979	4,095,597	△94,618	813,539	441,000	774,405	1,972,035
1 農業委員会費	161,727	157,933	3,794	12,848	-	901	147,978
1 委 員 費	29,205	29,205	0	3,600	-	-	25,605
2 職 員 費	118,965	106,877	12,088	5,653	-	-	113,312
3 運 営 費	13,557	21,851	△8,294	3,595	-	901	9,061

第1目 「委員費」

29,205 千円

農業委員会委員の報酬及び旅費に要する経費である。

第2目 「職員費」

118,965 千円

農業委員会職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給 料	51,531 千円
2 職員手当等	41,815 千円
3 共済費	18,151 千円
4 旅 費	146 千円
5 会計年度任用職員	7,322 千円

第3目 「運営費」

13,557 千円

農業委員会の運営等に要する経費である。

第2項 「農政総務費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費							
2 農政総務費	2,082,182	1,775,706	306,476	444,622	126,000	324,928	1,186,632
1 職 員 費	754,016	657,872	96,144	-	-	-	754,016
2 農政総務費	550,570	328,159	222,411	581	117,000	304,747	128,242
3 地域整備費	777,596	788,740	△11,144	444,041	9,000	20,181	304,374
△ 農業構造改善費	0	935	△935	-	-	-	-

第1目 「職員費」 754,016 千円

農政に携わる職員（農業共済事業職員を除く）の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給 料	335,344 千円
2 職員手当等	253,469 千円
3 共済費	128,229 千円
4 会計年度任用職員	35,451 千円
5 報酬	1,523 千円

第2目 「農政総務費」 550,570 千円

農漁業資金融資対策及び神戸ワイナリー（農業公園）管理運営等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 農漁業資金融資制度	55,509 千円
(1) 農業振興資金融資	53,763 千円
(2) 農漁業制度資金利子補給	1,746 千円
2 神戸ワイナリー（農業公園）管理運営	84,656 千円
(1) 管理運営・施設改修	67,656 千円
(2) 再整備	17,000 千円
3 六甲山牧場管理運営	152,750 千円
(1) 管理運営・施設改修	10,822 千円
(2) 神戸ビーフを活用した六甲山牧場の活性化および但馬牛の増頭	141,928 千円
4 農政の基本調査及び農業振興センター運営、宅地開発指導等	257,655 千円

第3目 「地域整備費」 777,596 千円

神戸・里山暮らし推進事業、有害鳥獣及び特定外来生物対策事業等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 担い手育成事業	161,814 千円
(1) 農業次世代人材投資資金	75,000 千円
(2) 経営体育成支援事業等	18,000 千円

(3) 機構集積協力金	8,100 千円
(4) 集落営農組織支援事業	41,115 千円
(5) 里づくり農業振興計画の策定支援等	19,599 千円
2 神戸・里山暮らし推進事業	473,456 千円
(1) 里づくり事業の推進	64,111 千円
(2) 多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金事業	399,714 千円
(3) 農村サポーター育成事業	4,650 千円
(4) 道の駅「淡河」の管理運営	947 千円
(5) 人と自然との共生ゾーンの推進等	4,034 千円
3 有害鳥獣及び特定外来生物対策事業	97,063 千円
(1) 餌付け禁止対策及び緊急対応事業	23,177 千円
(2) 有害鳥獣捕獲班員の育成・確保	5,416 千円
(3) 捕獲体制の整備	30,440 千円
(4) 鳥獣被害防止総合対策事業	10,732 千円
(5) 特定外来生物対策	27,298 千円
4 稲作振興事業	19,848 千円
(1) 米政策改革の推進	18,273 千円
(2) 神戸産米生産拡大	1,575 千円
5 農村環境保全事業	3,139 千円
6 農村環境改善センター等管理運営・補修等	22,276 千円

第3項 「生産振興費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費							
3 生産振興費	1,496,653	1,898,936	△402,283	273,294	250,000	438,726	534,633
1 流通対策費	575,957	709,168	△133,211	59,044	110,000	100,810	306,103
2 農 産 費	41,748	42,014	△266	9,250	-	2,350	30,148
3 畜 産 費	378,414	306,694	71,720	150,000	-	206,508	21,906
4 水 産 費	390,534	731,060	△340,526	-	91,000	129,058	170,476
5 漁港修築費	110,000	110,000	0	55,000	49,000	-	6,000

第1目 「流通対策費」

575,957 千円

「食都神戸2020」の推進、フルーツ・フラワーパークの管理運営等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 「食都神戸2020」の推進	98,780 千円
(1) 神戸の食文化創造事業	14,000 千円
(2) 食文化広域ネットワーク構築	10,000 千円
(3) 食都神戸DAY	8,000 千円
(4) ファーマーズマーケットの拡大	8,800 千円
(5) 海外の都市との新たな連携	8,400 千円
(6) 海外展開促進事業	12,000 千円
(7) 新たな戦略的拡大品目の推進	3,000 千円
(8) KOBEにさんがろくPROJECT	7,000 千円
(9) 「食都神戸」の魅力発信等	27,580 千円
2 フルーツ・フラワーパーク管理運営・施設改修	418,650 千円
3 道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」運営	5,901 千円
4 食の安全・安心推進事業	7,006 千円
5 食農教育推進事業（こうべ給食畑推進事業）	850 千円
6 環境保全型農業直接支援対策	4,992 千円
7 園芸生産物生産振興対策	25,000 千円
8 農水産物の情報発信活動支援等	14,778 千円

第2目 「農産費」

41,748 千円

果樹・花き振興対策等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 「街の彩」創出事業	5,800 千円
2 「神戸産の花」消費拡大促進事業	8,458 千円
3 果樹振興対策	5,290 千円
4 生産組織育成対策等	22,200 千円

第3目 「畜産費」 378,414 千円

畜産振興等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 酪農振興対策	1,747 千円
2 肉牛振興対策	214,666 千円
(1) 肉牛経営資金融資	200,000 千円
(2) 神戸ビーフ振興対策等	14,666 千円
3 畜産環境対策	3,500 千円
4 畜産振興対策	155,290 千円
5 家畜衛生防疫対策	3,211 千円

第4目 「水産費」 390,534 千円

漁業振興、漁港関連施設管理等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 漁業振興対策（漁業施設の維持管理、漁船保険加入助成等）	50,776 千円
2 水産会館管理運営	6,600 千円
3 海づり公園	42,394 千円
(1) 管理運営	39,394 千円
(2) 須磨海づり公園の復旧・魅力向上検討	3,000 千円
4 水産体験学習館管理運営	12,100 千円
5 栽培漁業センター管理運営	65,702 千円
6 神戸フィッシャリーナ管理運営	27,725 千円
7 水産多面的機能発揮対策事業	1,200 千円
8 漁港関連施設管理等	184,037 千円

第5目 「漁港修築費」 110,000 千円

漁港施設の整備に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 漁港施設機能強化事業	110,000 千円
--------------	------------

第4項 「農林土木費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費							
4 農林土木費	260,417	263,022	△2,605	82,775	65,000	9,850	102,792
1 農業基盤整備費	260,417	263,022	△2,605	82,775	65,000	9,850	102,792

第1目 「農業基盤整備費」

260,417 千円

農業の土地基盤整備，東播用水事業等に要する経費で，その内容は次のとおりである。

1 農道整備事業	31,800 千円
(1) 市単事業	24,500 千円
(2) 道路移管等推進助成	7,300 千円
2 水利施設整備事業	160,745 千円
(1) 県営事業	126,200 千円
(2) 市単事業	16,250 千円
(3) ため池防災対策等	14,152 千円
(4) 用排水路整備	4,143 千円
3 東播用水対策事業	25,397 千円
(1) 国営土地改良施設総合管理事業等	25,397 千円
4 住民参画型森林整備事業等	3,025 千円
5 ナラ枯れ被害対策事業	1,440 千円
6 森林環境譲与税	38,010 千円

第13款 教育費

第11項 「社会教育費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
13 教 育 費	132,004	100,520	31,484	-	57,000	25,730	49,274
11 社会教育費	132,004	100,520	31,484	-	57,000	25,730	49,274
4 水族園費	132,004	100,520	31,484	-	57,000	25,730	49,274

第4目 「水族園費」

132,004 千円

水族園の運営等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 1 民間活力を活かした水族園再整備 | 26,500 千円  |
| 2 水族園の運営等         | 105,504 千円 |

#### 4. 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額	備 考
都市型創造産業振興事業	令和2～3年度	2,000	
製造業競争力強化助成	令和2～6年度	200,000	
平成30年度指定管理 (神戸ファッション美術館)	令和2～4年度	17,000	
国際会議場改修	令和2～3年度	215,000	
中小製造業投資促進等助成	令和2～3年度	200,000	
平成30年度指定管理 (ものづくり工場)	令和2～4年度	10,000	
神戸ものづくり中小企業展示商談会	令和2～3年度	7,000	
神戸ファッションマート改修	令和2～3年度	118,000	
遊休施設等利活用事業補助	令和2～3年度	67,000	
畜産振興対策	令和2～4年度	10,000	
漁港施設機能強化事業	令和2～3年度	110,000	
須磨海浜水族園・国民宿舎須磨荘解体	令和2～3年度	2,409,000	



### Ⅲ 特別会計（市場事業費）

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳		入		
款	項	本年度	前年度	比較
1 事業収入		1,854,807	2,722,707	△ 867,900
	1 使用料及手数料	1,406,397	1,417,935	△ 11,538
	2 諸収入	448,410	1,304,772	△ 856,362
2 国庫支出金		35,750	-	35,750
	1 補助金	35,750	-	35,750
3 県支出金		6,074	6,206	△ 132
	1 補助金	6,074	6,206	△ 132
4 繰入金		115,507	58,184	57,323
	1 他会計繰入金	115,507	58,184	57,323
5 繰越金		1	1	-
	1 繰越金	1	1	-
6 市債		1,783,000	1,130,000	653,000
	1 市債	1,783,000	1,130,000	653,000
歳入合計		3,795,139	3,917,098	△ 121,959

(単位 千円)

歳		出		
款	項	本年度	前年度	比較
1 事業費		3,597,923	3,715,619	△ 117,696
	1 職員費	448,222	425,172	23,050
	2 運営費	970,557	919,933	50,624
	3 施設整備費	2,179,144	2,370,514	△ 191,370
2 繰出金		194,216	198,479	△ 4,263
	1 他会計へ繰出金	194,216	198,479	△ 4,263
3 予備費		3,000	3,000	-
	1 予備費	3,000	3,000	-
歳出合計		3,795,139	3,917,098	△ 121,959

## 2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款項目節	本年度	前年度	比較	説明
1 事業収入	1,854,807	2,722,707	△867,900	
1 使用料及手数料	1,406,397	1,417,935	△11,538	
1 使用料	1,406,397	1,417,935	△11,538	
1 卸売業者等	182,489	188,561	△6,072	売上金額の2.5/1000等
2 市場施設	1,223,908	1,229,374	△5,466	卸売場, 仲卸売場, 冷蔵庫棟等
2 諸収入	448,410	1,304,772	△856,362	
1 財産収入	24,004	884,759	△860,755	
1 貸地料等	24,004	884,759	△860,755	
2 雑収入	424,406	420,011	4,395	
1 償還金	384,346	379,373	4,973	電気, 水道等償還金
2 其他	40,060	40,638	△578	
△ 貸付金元利収入	-	2	△2	
△ 仲卸業者貸付金	-	2	△2	
2 国庫支出金	35,750	-	35,750	
1 補助金	35,750	-	35,750	
1 施設整備費補助	35,750	-	35,750	
1 施設整備費補助	35,750	-	35,750	補助率1/3
3 県支出金	6,074	6,206	△132	
1 補助金	6,074	6,206	△132	
1 施設整備費補助	6,074	6,206	△132	
1 施設整備費補助	6,074	6,206	△132	補助率1/3
4 繰入金	115,507	58,184	57,323	
1 他会計繰入金	115,507	58,184	57,323	
1 一般会計繰入金	115,507	58,184	57,323	一般会計から財源補填のため繰入
5 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
6 市債	1,783,000	1,130,000	653,000	
1 市債	1,783,000	1,130,000	653,000	起債承認見込額
1 中央卸売市場整備事業公債	1,783,000	1,130,000	653,000	
歳入合計	3,795,139	3,917,098	△121,959	

### 3. 歳出予算の説明

#### 第1款 「事業費」

##### 第1項 「職員費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	3,597,923	3,715,619	△117,696	41,824	1,783,000	1,162,469	610,630
1 職員費	448,222	425,172	23,050	-	-	-	448,222
1 職員費	448,222	425,172	23,050	-	-	-	448,222

##### 第1目 「職員費」

448,222千円

市場事業職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給料	199,429千円
2 職員手当等	165,461千円
3 共済費	73,121千円
4 旅費	2,000千円
5 会計年度任用職員	7,113千円
6 報酬	1,098千円

##### 第2項 「運営費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費							
2 運営費	970,557	919,933	50,624	-	-	855,778	114,779
1 本場運営費	661,042	648,611	12,431	-	-	681,519	△20,477
2 東部市場運営費	309,515	271,322	38,193	-	-	174,259	135,256

##### 第1目 「本場運営費」

661,042 千円

本場の管理運営、集荷対策、仲卸業者等活性化支援事業等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 本場・東部市場間における共同集荷の推進	9,150 千円
2 管理運営費	347,220 千円
3 本場再整備維持管理業務	301,599 千円
4 仲卸業者等活性化対策事業	1,980 千円
5 本場及び周辺地域の活性化	1,093 千円

第2目 「東部市場運営費」 309,515 千円

東部市場の管理運営，集荷対策等に要する経費で，その内容は次のとおりである。

- |              |            |
|--------------|------------|
| 1 管理運営費      | 307,454 千円 |
| 2 経営展望計画の推進等 | 2,061 千円   |

第3項 「施設整備費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費							
3 施設整備費	2,179,144	2,370,514	△191,370	41,824	1,783,000	306,691	47,629
1 施設整備費	2,179,144	2,370,514	△191,370	41,824	1,783,000	306,691	47,629

第1目 「施設整備費」 2,179,144 千円

本場および東部市場の施設整備に要する経費で，その内容は次のとおりである。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1 本場再整備事業      | 1,141,000 千円 |
| 2 本場PFI事業      | 312,765 千円   |
| 3 本場施設・設備の改修等  | 160,972 千円   |
| 4 東部市場施設・設備の改修 | 564,407 千円   |

第2款 「繰出金」

第1項 「他会計へ繰出金」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 繰出金	194,216	198,479	△4,263	-	-	692,339	△498,123
1 他会計へ繰出金	194,216	198,479	△4,263	-	-	692,339	△498,123
1 公債費へ繰出金	194,216	198,479	△4,263	-	-	692,339	△498,123

第1目 「公債費へ繰出金」 194,216 千円

公債元利償還予定額等繰出しに要する経費である。

第3款 「予備費」

第1項 「予備費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
3 予 備 費	3,000	3,000	-	-	-	-	3,000
1 予 備 費	3,000	3,000	-	-	-	-	3,000
1 予 備 費	3,000	3,000	-	-	-	-	3,000

4. 地 方 債 の 説 明

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備事業	1,783,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	9%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

5. 債 務 負 担 行 為 の 説 明

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額	備 考
本場施設再整備	令和2～3年度	87,000	
東部市場仲卸売場棟店舗設備改修工事	令和2～3年度	37,000	
東部市場仲卸売場棟給水・塩水配管他改修工事	令和2～3年度	136,000	
東部市場塩水揚水ポンプ廻り配管改修・制御盤更新工事	令和2～3年度	13,000	





## IV 特別会計（食肉センター事業費）

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入				
款	項	本年度	前年度	比較
1 事業収入		216,217	208,611	7,606
	1 使用料及手数料	162,858	159,587	3,271
	2 諸収入	53,359	49,024	4,335
2 繰入金		516,884	540,996	△ 24,112
	1 他会計繰入金	516,884	540,996	△ 24,112
3 市債		212,000	204,000	8,000
	1 市債	212,000	204,000	8,000
△繰越金		-	1	△ 1
	△繰越金	-	1	△ 1
歳入合計		945,101	953,608	△ 8,507

(単位 千円)

歳		出		
款	項	本年度	前年度	比較
1 事業費		692,900	685,110	7,790
	1 職員費	72,118	65,770	6,348
	2 運営費	408,782	415,099	△ 6,317
	3 施設整備費	212,000	204,241	7,759
2 繰出金		250,201	266,498	△ 16,297
	1 他会計へ繰出金	250,201	266,498	△ 16,297
3 予備費		2,000	2,000	-
	1 予備費	2,000	2,000	-
歳出合計		945,101	953,608	△ 8,507

## 2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款項目節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事業収入	216,217	208,611	7,606	
1 使用料及手数料	162,858	159,587	3,271	
1 使用料	162,858	159,587	3,271	
1 食肉センター	28,792	27,785	1,007	
2 卸売業者	31,028	30,556	472	売上金額の2/1000
3 市場施設	103,038	101,246	1,792	冷蔵庫等
2 諸収入	53,359	49,024	4,335	
1 財産収入	805	805	-	
1 株式配当金	805	805	-	
2 雑収入	52,554	48,219	4,335	
1 償還金	52,554	48,219	4,335	電気,水道等償還金
2 繰入金	516,884	540,996	△ 24,112	
1 他会計繰入金	516,884	540,996	△ 24,112	
1 一般会計繰入金	516,884	540,996	△ 24,112	一般会計から財源補填のため繰入
3 市債	212,000	204,000	8,000	
1 市債	212,000	204,000	8,000	起債承認見込額
1 食肉センター整備事業公債	212,000	204,000	8,000	
△ 繰越金	0	1	-1	
△ 繰越金	0	1	-1	
△ 繰越金	0	1	-1	
歳入合計	945,101	953,608	△ 8,507	

### 3. 歳出予算の説明

#### 第1款 「事業費」

##### 第1項 「職員費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	692,900	685,110	7,790	-	212,000	53,359	427,541
1 職員費	72,118	65,770	6,348	-	-	-	72,118
1 職員費	72,118	65,770	6,348	-	-	-	72,118

#### 第1目 「職員費」

72,118 千円

食肉センター事業職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給料	30,514 千円
2 職員手当等	24,508 千円
3 共済費	10,703 千円
4 旅費	278 千円
5 会計年度任用職員	6,115 千円

#### 第2項 「運営費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費							
2 運営費	408,782	415,099	△6,317	-	-	53,359	355,423
1 運営費	408,782	415,099	△6,317	-	-	53,359	355,423

#### 第1目 「運営費」

408,782 千円

西部市場の管理・運営に要する経費である。

第3項 「施設整備費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費							
3 施設整備費	212,000	204,241	7,759	-	212,000	-	0
1 施設整備費	212,000	204,241	7,759	-	212,000	-	0

第1目 「施設整備費」

212,000 千円

西部市場の施設整備に要する経費である。

第2款 「繰出金」

第1項 「他会計へ繰出金」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 繰出金	250,201	266,498	△16,297	-	-	162,858	87,343
1 他会計へ繰出金	250,201	266,498	△16,297	-	-	162,858	87,343
1 公債費へ繰出金	250,201	266,498	△16,297	-	-	162,858	87,343

第1目 「公債費へ繰出金」

250,201 千円

公債元利償還予定額等繰出しに要する経費である。

第3款 「予備費」

第1項 「予備費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
3 予備費	2,000	2,000	-	-	-	-	2,000
1 予備費	2,000	2,000	-	-	-	-	2,000
1 予備費	2,000	2,000	-	-	-	-	2,000

#### 4. 地方債の説明

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター整備事業	212,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	9%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。





## V 特別会計（農業集落排水事業費）

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

		歳 入		
款	項	本年度	前年度	比較
1	事業収入	114,799	109,600	5,199
	1 使用料及手数料	114,799	109,600	5,199
2	県支出金	114,050	216,200	△ 102,150
	1 補助金	114,050	216,200	△ 102,150
3	繰入金	1,055,754	1,020,908	34,846
	1 繰入金	1,055,754	1,020,908	34,846
4	市債	124,000	232,000	△ 108,000
	1 市債	124,000	232,000	△ 108,000
歳入合計		1,408,603	1,578,708	△ 170,105

(単位 千円)

歳		出		
款	項	本年度	前年度	比較
1	事業費	479,849	685,680	△ 205,831
	1 施設整備費	285,450	461,500	△ 176,050
	2 運営費	194,399	224,180	△ 29,781
2	諸支出金	927,754	892,028	35,726
	1 他会計へ繰出金	927,754	892,028	35,726
3	予備費	1,000	1,000	-
	1 予備費	1,000	1,000	-
歳出合計		1,408,603	1,578,708	△ 170,105

## 2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款項目	本年度	前年度	比較	説明
1 事業収入	114,799	109,600	5,199	
1 使用料及手数料	114,799	109,600	5,199	
1 使用料	114,799	109,600	5,199	農業集落排水処理施設使用料
2 県支出金	114,050	216,200	△ 102,150	
1 補助金	114,050	216,200	△ 102,150	
1 農業集落排水事業費補助	114,050	216,200	△ 102,150	補助率1/2
3 繰入金	1,055,754	1,020,908	34,846	
1 繰入金	1,055,754	1,020,908	34,846	
1 一般会計繰入金	1,055,754	1,020,908	34,846	一般会計から財源補填のため繰入
4 市債	124,000	232,000	△ 108,000	
1 市債	124,000	232,000	△ 108,000	起債承認見込額
1 農業集落排水事業公債	124,000	232,000	△ 108,000	
歳入合計	1,408,603	1,578,708	△ 170,105	

### 3. 歳出予算の説明

#### 第1款 「事業費」

##### 第1項 「施設整備費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	479,849	685,680	△205,831	114,050	124,000	114,799	127,000
1 施設整備費	285,450	461,500	△176,050	114,050	124,000	-	47,400
1 施設整備費	285,450	461,500	△176,050	114,050	124,000	-	47,400

##### 第1目 「施設整備費」

285,450 千円

農業集落排水処理施設の整備改修に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 機能強化工事費等 | 254,930 千円 |
| 2 接続負担金工事等 | 30,520 千円  |

##### 第2項 「運営費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費							
2 運営費	194,399	224,180	△29,781	-	-	114,799	79,600
1 運営費	194,399	224,180	△29,781	-	-	114,799	79,600

##### 第1目 「運営費」

194,399 千円

農業集落排水処理施設の管理・運営に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 施設管理     | 181,822 千円 |
| 2 料金徴収     | 11,966 千円  |
| 3 排水設備完成検査 | 611 千円     |

#### 第2款 「諸支出金」

##### 第1項 「他会計へ繰出金」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 諸支出金	927,754	892,028	35,726	-	-	-	927,754
1 他会計へ繰出金	927,754	892,028	35,726	-	-	-	927,754
1 公債費へ繰出金	927,754	892,028	35,726	-	-	-	927,754

第1目 「公債費へ繰出金」

927,754 千円

公債元利償還予定額等繰出しに要する経費である。

第3款 「予備費」

第1項 「予備費」

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
3 予 備 費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000
1 予 備 費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000
1 予 備 費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000

4. 地 方 債 の 説 明

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水処理施設 建設事業	124,000	公債証券の発行又は消費 貸借の方法により、借り入 れる（他の地方公共団体と の共同発行を含む。）。	9%以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率）	借入日の翌日から据置 期間を含め、40年以内に 毎年度元利均等その他 の方法により償還す る。 ただし、財政上の都合 等により定額以上を償 還し、又は借り換えるこ とができる。政府資金 を借り入れる場合は、 その融資条件による。

## VI その他の議案





## 第18号議案

神戸市中央卸売市場業務条例の件

神戸市中央卸売市場業務条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市中央卸売市場業務条例

神戸市中央卸売市場業務条例（昭和46年年12月条例第42号）の全部を改正する。

### 目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第9条—第21条）

第2節 仲卸業者（第22条—第29条）

第3節 売買参加者（第30条・第31条）

第4節 関連事業者（第32条—第36条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第37条—第51条）

第4章 市場施設の使用（第52条—第57条）

第5章 監督（第58条—第61条）

第6章 神戸市中央卸売市場業務運営協議会（第62条）

第7章 雑則（第63条—第71条）

### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に基づき、神戸市中央卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定め、生鮮食料品等（法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。）の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、もって住民の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「卸売業者」とは、法第2条第4項に規定する卸売業

者であって、第9条第1項の規定による許可を受けた者をいう。

2 この条例において「仲卸業者」とは、法第2条第5項に規定する仲卸業者であって、第22条第1項の規定による許可を受けた者をいう。

3 この条例において「取引参加者」とは、卸売業者、仲卸業者その他市場において卸売業者又は仲卸業者と売買取引（当該卸売業者又は当該仲卸業者が許可を受けた業務に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等に係るものに限る。）を行う者をいう。

（卸売業者及び仲卸業者の役割）

第3条 卸売業者は、生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、その卸売の業務に係る許可を受けた市場において卸売をすることを基本的な役割とし、市場の活性化に努めなければならない。

2 仲卸業者は、その仲卸しの業務に係る許可を受けた市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を、当該市場内の店舗において販売することを基本的な役割とし、市場の活性化に努めなければならない。

（開設者の責務）

第4条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

（設置）

第5条 本市に市場を設置する。

2 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
神戸市中央卸売市場	
本場	神戸市兵庫区中之島1丁目1番4号
東部市場	神戸市東灘区深江浜町1番地の1
西部市場	神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号

（取扱品目及びその属する部類）

第6条 市場の取扱品目及びその属する部類は、次のとおりとする。

本場

青果部 野菜，果実及びこれらの加工品（漬物を除く。）並びに市長の定めるその他の食料品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに市長の定めるその他の食料品

東部市場

青果部 野菜，果実及びこれらの加工品（漬物を除く。）並びに市長の定めるその他の食料品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに市長の定めるその他の食料品

花き部 花き

西部市場

食肉部 肉類（鳥肉を除く。以下同じ。）及びその加工品

2 前項に定める取扱品目の属する部類に疑義があるときは，市長がこれを定める。

（開場の期日）

第7条 市場は，次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き毎日開場するものとする。

(1) 日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月31日

2 市長は，前項の規定にかかわらず，生産，出荷及び消費の事情並びに購買慣習等を勘案した上，休日に開場し，又は休日以外の日に休業日を定めることができる。

（開場の時間等）

第8条 市場における開場の時間は，本場及び東部市場にあつては，終日開場するものとし，西部市場にあつては，午前8時30分から午後4時までとする。ただし，市長が必要があると認めるときは，これを変更することができる。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

（卸売業務の許可）

第9条 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について，その出荷者から

卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第6条に定める市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の名

(3) 第1項の許可を受けて卸売の業務をおうとする市場及び取扱品目の部類

4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

5 市長は第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が第16条又は第61条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第16条又は第61条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験を有しない者であるとき。

(5) 申請者の純資産額（資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た

額をいう。以下同じ。)が当該申請に係る取扱品目の部類につき次条第1項の規定により定められた純資産基準額(当該申請者が他の取扱品目の部類について第1項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあっては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類に係る純資産基準額を合算した額)を下っているとき。

(6) 卸売の業務の事業計画が適切でないとき、又はその遂行が確実と認められないとき。

(純資産額が不足する場合の措置)

第10条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、規則で定める。

2 市長は、卸売業者の純資産額が、前項の規定により定められた純資産基準額(その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が2以上ある場合にあっては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額)を下っていることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から規則で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となった旨の申出があった場合において、その申出を相当と認める時は、遅滞なく、当該処分を取り消さなければならない。

4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、当該処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該申出があった場合でこれを相当と認めることができないときは、当該期間の経過後遅滞なく、前条第1項の許可を取り消さなければならない。

(卸売業者の保証金の預託)

第11条 卸売業者は、第9条第1項の卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(卸売業者の保証金の額)

第12条 前条第1項の保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内において規則で定

める額とする。

本場及び東部市場

青果部 300万円以上1,600万円以下

水産物部 200万円以上2,400万円以下

花き部 120万円以上1,200万円以下

西部市場

食肉部 200万円以上1,200万円以下

- 2 前項の保証金は、国債証券、地方債証券その他規則で定める有価証券をもってこれに充てることができる。この場合において、当該有価証券の価格は、市長が定める。

(卸売業者の保証金の追加預託)

第13条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間（次項において「指定期間」という。）内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後、その預託を完了するまでは、卸売の業務を行なうことができない。

- 3 前条第2項の規定は、第1項の預託について準用する。

(卸売業者の保証金の充当)

第14条 本市は、市場につき卸売業者から収受する使用料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）その他の納付金に関し、当該卸売業者の預託した保証金から弁済を受けることができる。

(卸売業者の保証金の返還)

第15条 保証金は、卸売業者が第9条第1項の許可に係る卸売の業務を遂行する地位を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第16条 市長は、卸売業者が第9条第5項第3号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第9条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその許可に係る卸売の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その許可に係る卸売の業務を休止したとき。

(3) 正当な理由がないのにその許可に係る卸売の業務を遂行しないとき。

3 市長は、卸売業者の卸売の業務の事業計画が第9条第5項第6号に該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すことができる。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第17条 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 第9条第5項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第9条第5項中「第1項の許可の申請」とあるのは、「譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継する法人の申請」と読み替えるものとする。

(卸売業者に係る届出事項)

第18条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第9条第1項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

- (2) 第9条第1項の許可に係る卸売の業務を廃止しようとするとき。
- (3) 第9条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (4) その他規則で定める事由が生じたとき。

2 卸売業者が解散したときは、清算人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならぬ。

(事業年度)

第19条 卸売業者の事業年度は、4月から翌年3月まで又は4月から9月まで及び10月から翌年3月までとする。

(卸売業者の事業報告書の提出)

第20条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）に定める様式により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（貸借対照表及び損益計算書が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(せり人の届出)

第21条 卸売業者は、市場において行う卸売のせり人（せり売又は入札を行うことを職務とする卸売業者の役員又は使用人をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 届け出た卸売業者の名称
- (2) せり人の氏名

2 卸売業者は、前項の規定により届出をしたせり人について次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該せり人が、当該市場においてせり人の職務に従事しなくなったとき。



(2) 当該せり人の氏名に変更があったとき。

## 第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可)

第22条 仲卸しの業務（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第6条に定める市場及び取扱品目の部類ごとに行う。ただし、西部市場の食肉部には、仲卸業者を置かないものとする。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び商号並びに住所

(2) 法人にあつては、資本金又は出資の額及び役員の名

(3) 第1項の許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする市場及び取扱品目の部類

4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

5 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第25条又は第61条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

エ 仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

オ 当該市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人

(2) 申請者が法人である場合、その業務を執行する役員のうち前号ア、イ、ウ又はオのいずれかに該当する者があるとき。

(3) 仲卸しの業務の事業計画が適切でないとき、又はその遂行が確実と認め

られないとき。

(仲卸業者の保証金の預託)

第23条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

(仲卸業者の保証金の額)

第24条 前条第1項の保証金の額は、5万円以上30万円以下の範囲内において規則で定める。

2 第12条第2項、第13条、第14条及び第15条の規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第25条 市長は、仲卸業者が第22条第5項第1号(ウを除く。)及び第2号のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第22条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその許可に係る仲卸しの業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その許可に係る仲卸しの業務を休止したとき。

(3) 正当な理由がないのにその許可に係る仲卸しの業務を遂行しないとき。

3 市長は、仲卸業者の仲卸しの業務の事業計画が第22条第5項第3号に該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すことができる。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第26条 仲卸業者が事業(仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が

合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 第22条第5項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第22条第5項中「第1項の許可の申請」とあるのは、「譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継する法人の申請」と読み替えるものとする。

(仲卸業務の承継)

第27条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該仲卸業者の仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日から同項の認可をした旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第22条第1項の許可は、当該相続人に対してしたものとみなす。

4 第22条第5項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第22条第5項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第27条第1項の認可を受けようとする者の申請」と読み替えるものとする。

5 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

(仲卸業者に係る届出事項)

第28条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第22条第1項の許可に係る仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開し

たとき。

- (2) 第22条第1項の許可に係る仲卸しの業務を廃止しようとするとき。
- (3) 第22条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (4) その他規則で定める事由が生じたとき。

2 仲卸業者が、死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(仲卸業者の事業報告書の提出)

第29条 仲卸業者は、次の各号に掲げる日の翌日から起算して3月を経過する日までに、規則で定めるところにより、事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 法人である仲卸業者にあつては、毎事業年度の末日
- (2) 個人である仲卸業者にあつては、毎年12月31日

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の届出)

第30条 卸売業者は、当該卸売業者が行う卸売に参加する者について、売買参加者（仲卸業者以外の者で、市場において卸売業者が行うせり売又は入札による卸売に参加できる者をいう。以下同じ。）とする場合は、次に掲げる事項を、市長に届け出なければならない。

- (1) 届け出た卸売業者の名称
- (2) 売買参加者の氏名又は名称及び商号並びに住所

第31条 卸売業者は、前条の届出を行った売買参加者について、売買参加者としていないこととしたとき又は届出事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

### 第4節 関連事業者

(関連事業の許可)

第32条 市場において関連事業（市場の機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあつては第4号に該当する場合を除き、許可することができる。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 第34条又は第61条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 申請に係る業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 法人である場合、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号までの各号のいずれかに該当する者があるとき。

(関連事業者の保証金)

第33条 関連事業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。

2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ当該許可に係る業務を開始してはならない。

3 第1項の保証金の額は、使用料月額額の6倍の範囲内において規則で定める。

4 第12条第2項、第13条、第14条及び第15条の規定は、第1項の保証金について準用する。

(関連事業の許可の取消し)

第34条 市長は、関連事業者が第32条第3項(第3号を除く。)のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第32条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第32条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第32条第1項の許可に係る業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第32条第1項の許可に係る業務を遂行しないとき。

(関連事業者に対する指示)

第35条 市長は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、関連事業者に対してその業務又は取扱物品の販売について必要な指示をすることができる。

(関連事業者に係る届出事項)

第36条 第28条第1項(第4号の規定を除く。)及び同条第2項の規定は、関連事業者が行う届出について準用する。

2 関連事業者は、第32条第3項(第3号及び第4号を除く。)のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 関連事業者のうち規則で定める者は、規則で定めるところにより販売高(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を市長に届け出なければならない。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第37条 取引参加者は、市場における売買取引を、公正かつ効率的に行わなければならない。

(売買取引の方法)

第38条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法によらなければならない。

(差別的取扱いの禁止等)

第39条 卸売業者は、卸売の業務に関し出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人(卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。)に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが次の各号で定める正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

(1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合

(2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が当該市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合

- (3) 卸売場，倉庫その他の卸売業者が当該市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
  - (4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し，法令に違反し，若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
  - (5) 販売の委託の申込みが次条（第7号を除く。）の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
  - (6) 販売の委託の申込みが当該市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
  - (7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
    - イ 暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用する者
    - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- （卸売業者による売買取引条件の公表）

第40条 卸売業者は，次の各号に掲げる事項について，インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料（卸売のための販売の委託の引受けについて卸売業者が委託者から収受する手数料をいう。以下同じ。）その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類，内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売にかかる販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には，その種類，内容

及びその額（その交付の基準を含む。）

(7) 卸売業者が第43条の規定により定めた受託契約約款

（卸売業者の仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告）

第41条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（食肉部卸売業者の特例）

第42条 食肉部の卸売業者は、家畜を解体し枝肉又は部分肉として卸売をすることの委託をうけることができる。

（受託契約約款）

第43条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、委託物品の引渡し、受領その他規則で定める事項を記載した受託契約約款を定め、市長に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも、同様とする。

（仲卸業者の仕入高等の報告）

第44条 仲卸業者は、第22条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、当該市場の卸売業者から買い受けた毎月の仕入高（仕入れに係る物品の単価（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格をいう。以下同じ。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該物品の総数を乗じた額をいう。）を、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 仲卸業者は、その仲卸の業務に係る許可を受けた市場内において、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて又は販売の委託を引き受けて販売したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（せり売又は入札の方法による卸売の相手方）

第45条 卸売業者は、市場におけるせり売又は入札の方法による卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。

（売買取引の差止め等）

第46条 市長は、せり売又は入札の場合において、不正又は不当な行為がなされ、



又は不当な卸売価格（物品の単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が形成されていると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に対し、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

2 市長は、取引参加者に、次の各号のいずれかに該当する行為があると認めるときは、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について、不正又は不当な行為があったとき。

(2) 買受代金（取引参加者が売買取引を行う際に買い受けた物品の単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額をいう。以下同じ。）の支払を怠ったとき。

（卸売業者による売買取引の結果等の報告）

第47条 卸売業者は、毎開場日、第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ規則で定める時までに市長に報告しなければならない。

(1) その日（午前0時から翌日の午前0時までの期間を言う。以下同じ。）の主要な品目の卸売予定数量

(2) その日の品目ごとの卸売の数量及び卸売価格

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の報告は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあつては、主要な産地と併せて報告すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項のうち主要な品目にあつては、卸売価格を高値（最も高い価格を言う。以下同じ。）に、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、もっとも卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行うこと。

(3) 前号に掲げる事項にあつては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア せり売又は入札の方法による卸売

イ 相対による取引の方法による卸売

3 卸売業者は、前月中に卸売をした物品について、産地別の数量、卸売金額（卸売価格に係る金額をいう。以下同じ。）並びに当該卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を市長に報告しなければならない。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第48条 卸売業者は、毎開場日、第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、インターネットの利用、卸売場の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格
- (3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第40条第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、主要な産地と併せて公表すること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。
- (3) 前項第1号及び第2号に掲げる事項にあっては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア セリ売又は入札の方法による卸売

イ 相対による取引の方法による卸売

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第49条 市長は、市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、インターネットの利用、市場の掲示場への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあつては、主要な産地並びに前開場日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格と併せて公表すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあつては、次に掲げる区分ごとに、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

ア せり売又は入札の方法による卸売

イ 相対による取引の方法による卸売

(売買仕切書及び売買仕切金)

第50条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、第43条に規定する受託契約約款で定める期日（委託者との特約があるときはその特約の期日）までに、委託者に次に掲げる事項を記載した売買仕切書を送付するとともに、第3号に規定する売買仕切金を支払わなければならない。

(1) 当該卸売をした物品（食肉部の卸売業者にあつては、第42条の規定により委託を受けた場合における原皮、内臓等を含む。）に係る次に掲げる事項（当該委託者の責めに帰すべき理由により卸売代金（卸売をした物品に係る代金をいう。以下同じ。）の変更をした物品については、ウ及びオに掲げる事項）

ア 品目

イ 等級

ウ 単価

エ 数量

オ 単価に数量を乗じて得た金額及び当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額

(2) 委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(3) 卸売代金から前号に掲げる事項の金額を減じた額（以下「売買仕切金」という。）

2 前項の売買仕切金を支払うに当たっては、第43条に規定する受託契約約款に

定める支払方法（委託者との特約があるときはその特約の支払方法）によらなければならない。

（取引参加者の買受代金の決済の方法）

第51条 取引参加者は、売買取引の相手方と契約，協定その他これらに準ずるものにより定めた支払期日及び支払方法により売買取引に係る買受代金を支払わなければならない。

#### 第4章 市場施設の使用

（施設の使用条件の指定等）

第52条 卸売業者，仲卸業者及び関連事業者が市場内において使用する市場の用地，建物その他の施設（以下「市場施設」という。）の位置，面積，使用期間その他の使用条件は，市長が指定する。

2 市長は，特に必要があると認めるときは，前項に規定する者以外の者に対しても，市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を受けた者は，許可と同時に本市に保証金を預託しなければならない。ただし，その者が国又は地方公共団体であるとき，又は市長が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

4 前項の保証金の額は，使用料月額の6倍の範囲内において規則で定める。

5 第12条第2項，第13条，第14条及び第15条の規定は，前項の保証金について準用する。

（使用料等）

第53条 前条第1項及び第2項の規定により市場施設の使用条件の指定又は使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は，別表の範囲内において規則で定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者の電話，電気，ガス，水道その他これらに準ずるものに係る費用は，各使用者の負担とする。

3 市長は，特別の理由があると認めるときは，第1項の使用料を減免することができる。

（用途変更，転貸及び原状変更の禁止）

第54条 使用者は，市場施設の用途を変更し，又は市場施設の全部又は一部を転

貸し，又は他人に使用させてはならない。ただし，特別の理由により市長の承認を受けた場合は，この限りでない。

2 使用者は，市長の承認を受けた場合を除き，市場施設に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し，造作を加え，若しくは模様替を行い，又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

3 市長は，前項の規定に違反した使用者に対し，工作物等の除却を命じ，又は市場施設の原状回復を命ずることができる。

（補修命令等）

第55条 使用者は，市場施設の使用について，善良な管理者の注意をはらわなければならない。

2 市長は，故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対し，その補修を命じ，又はその費用の弁償を命ずることができる。

（指定等の取消しその他の規制）

第56条 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，市場施設に係る第52条第1項の指定又は同条第2項の許可の全部若しくは一部を取り消し，又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 卸売業者が，第10条第4項又は第16条の規定により許可の取消しを受けたとき。

(2) 仲卸業者が，第25条の規定により許可の取消しを受けたとき。

(3) 関連事業者が，第34条の規定により許可の取消しを受けたとき。

(4) 使用者が，この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(5) 市場施設について，業務の監督，災害の予防，衛生の保持その他管理上必要があると認めるとき。

（返還）

第57条 市場施設に係る第52条第1項の指定又は同条第2項の許可の取消しその他の理由により市場施設を返還するときは，使用者，相続人又は清算人は，すみやかに自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし，市長の承認を受けた場合は，この限りでない。

## 第5章 監督

### (指導及び助言)

第58条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、この条例及びこの条例に基づく規則に定める事項の遵守に関し必要な指導及び助言をすることができる。

### (報告及び検査)

第59条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせその業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### (改善措置命令)

第60条 市長は、卸売業者の財産の状況が規則で定める場合に該当するときであつて、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 市長は、仲卸業者の財産の状況が規則で定める場合に該当するときであつて、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

4 市長は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善

措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 5 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第61条 市長は、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合は、これらの者に対し、次の各号に掲げる処分をすることができる。

- (1) 卸売業者に対しては、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料に処し、第9条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (2) 仲卸業者に対しては、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料に処し、第22条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (3) 関連事業者に対しては、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第32条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の停止を命ずること。

- 2 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、6月以内の期間を定めて市場の卸売業者からせり売り又は入札による卸売を受けることの停止又は市場への入場の停止を命ずることができる。

- 3 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、これらの者の代表者、代理人又は使用人がこれらの者の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項の規定（過料に係る部分を除く。）を適用する。

## 第6章 神戸市中央卸売市場業務運営協議会

### (協議会)

第62条 次の各号に掲げる事項について調査審議させるため、市長の附属機関として神戸市中央卸売市場業務運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(1) 市場の運営に関し必要な事項

(2) 市場における売買取引に関し必要な事項

2 協議会は、30人以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 雑則

### (卸売の業務の代行)

第63条 市長は、卸売業者が、許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行なうことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせるものとする。

2 市長は、前項の業務を行なわせる卸売業者がないとき、又は他の卸売業者に行なわせることが不相当と認めるときは、自らその業務を行なうものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について受託する卸売業者がない場合、又は不明な場合について準用する。

### (災害時における生鮮食料品等の確保)

第64条 市長は、他の法令で定める場合を除き、災害の発生に際して生鮮食料品等を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。

### (無許可営業の禁止)

第65条 市場内においては、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が、それぞれの許可を受けた業務を行う場合を除くほか、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。ただし、市長が必要と認めた者については、この限りでない。



(衛生上有害な物品等の売買禁止)

第66条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）が市場に搬入されないよう努めるものとする。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(市場秩序の保持等)

第67条 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し適当な措置又は入場の制限をすることができる。

2 市長は、市場秩序の保持を図るため必要があると認めるときは、搬出入物品及び場内運搬について適当な措置又は制限を行なうことができる。

(環境の保持)

第68条 使用者及び市場へ入場する者は、市場の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 市長は、市場の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の禁止その他適当な措置をとることができる。

(処分による補償責任)

第69条 市場に関する法令、この条例又はこの条例に基づく規則により、市長がした処分によって使用者が損失を受けることがあっても、本市は、その補償の責を負わない。

(許可等の制限又は条件)

第70条 この条例の規定による、許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

(施行細目の委任)

第71条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市中央卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要となる許可，認可，承認，指定及び届出並びにこれらに関し必要な手続きその他の行為は，施行日前においても新条例の例によりすることができる。

### (卸売の業務の許可に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（以下「旧法」という。）第15条第1項の規定による許可を受けて市場において卸売の業務（旧法第4条第2項第4号に規定する卸売の業務をいう。）を行っている者は，この条例の施行時において，新条例第9条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市中央卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項に規定する本場の加工水産物部として卸売の業務を行っている者は，この条例の施行時において，本場の水産物部として新条例第9条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

- 5 市長は，新条例第9条第1項の許可の申請があった場合において，申請者（申請者が法人である場合にあっては，その業務を執行する役員を含む。）が旧法第49条第2項の規定による許可の取消しを受け，その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるときは，新条例第9条第4項の規定にかかわらず，当該許可をしてはならない。

### (せり人の届出に関する経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定による登録を受けているせり人については，当該登録の有効期間が満了するまでの間は，新条例第21条第1項の規定による届出があったものとみなす。

### (仲卸しの業務の許可に関する経過措置)

7 この条例の施行の際現に旧条例第17条第1項の規定による許可を受けて市場において仲卸しの業務（旧条例第16条第1項に規定する仲卸しの業務をいう。）を行っている者は、この条例の施行時において、新条例第22条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

8 市長は、新条例第22条第1項の許可の申請があった場合において、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。）が旧条例第20条又は旧条例第67条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるときは、新条例第22条第4項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

（売買参加者の届出に関する経過措置）

9 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項の規定による承認を受けている売買参加者については、当該承認の有効期間が満了するまでの間は、当該承認を受けた市場及び取扱品目の部類の卸売業者から新条例第30条の規定による届出があったものとみなす。

（関連事業の許可に関する経過措置）

10 この条例の施行の際現に旧条例第28条第1項の規定による許可を受けて市場において関連事業（旧条例第28条第1項に規定する関連事業をいう。）を行っている者は、この条例の施行時において、新条例第32条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

11 市長は、新条例第32条第1項の許可の申請（市場の利用者に便益を提供する業務にかかるものを除く。）があった場合において、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。）が旧条例第30条又は第67条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるときは、新条例第32条第3項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

（市場施設の使用に関する経過措置）

12 この条例の施行の際現に旧条例第59条第1項の規定による指定を受けて卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が市場内において使用する市場の用地、建物その他の施設（以下「市場施設」という。）の位置、面積、使用期間その他の使

用条件は、この条例の施行時において、新条例第52条第1項の規定による指定を受けたものとみなす。

13 この条例の施行の際現に旧条例第59条第2項の規定による許可を受けて市場施設を使用する者は、この条例の施行時において、新条例第52条第2項の規定による許可を受けたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

14 市長は、新条例第9条第1項、第22条第1項若しくは第32条第1項の許可の申請があった場合において、申請者が施行日前に旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの(以下「違反者」という。)であるとき(申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち違反者があるものであるときを含む。)は、新条例第9条第4項、第22条第4項及び第32条第3項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

15 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

別表(第53条関係)

種別	使用料
卸売業者市場使用料	次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額に1,000分の3を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
仲卸業者市場使用料	次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 仲卸業者が、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて又は販売の委託を引き受けて販売した生鮮食料品等の売上金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。)に1,000分の3を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
関連事業者市場使用料	次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 関連事業者(市長が定めるものに限る。)が市場施設を使用することにより得た売上金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。)に1,000分の3を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
卸売業者売場使用料	1平方メートル1月につき 850円
卸売業者低温売場使用料	1平方メートル1月につき 1,188円
仲卸業者売場使用料	1平方メートル1月につき 2,110円

関連事業所使用料	1 平方メートル 1 月につき	2,136円
事務所使用料	1 平方メートル 1 月につき	2,136円
会議室使用料	1 室 1 日につき	7,476円
倉庫使用料	1 平方メートル 1 月につき	1,583円
発酵室使用料	1 平方メートル 1 月につき	1,282円
屋上屋外使用料	1 平方メートル 1 月につき	287円
農水産物加工場使用料	1 平方メートル 1 月につき	2,256円
買荷保管所兼積込所使用料	1 平方メートル 1 月につき	706円
特設駐車場使用料	1 平方メートル 1 月につき	792円
通過貨物揚卸場使用料	1 トンにつき	648円
冷蔵庫棟使用料	1 月につき	895万6,095円
冷蔵庫使用料	1 平方メートル 1 月につき	3,738円
井水設備使用料	1 月につき	11万786円
保冷库使用料	1 平方メートル 1 月につき	1,715円
部分肉加工処理室使用料	1 平方メートル 1 月につき	2,243円

備考 市場施設を本来の用途以外の用途に使用する場合については、その本来の用途に使用する場合の使用料を適用することができる。

#### 理 由

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の改正に伴い、神戸市中央卸売市場業務条例を改正する必要があるため。